岩手県告示第843号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、指定介護機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。平成30年11月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護老人保健施設

名 称	所在地		変更年月日	
	変更前	変更後	変更平月日	
介護老人保健施設博愛荘	紫波郡矢巾町大字又兵工新田第5地	紫波郡矢巾町大字又兵工新田第5地	平成29年2月25日	
	割67番地1	割335番地		